

法人会の理念



法人会は税のオピニオンリーダーとして

企業の発展を支援し

地域の振興に寄与し

国と社会の繁栄に貢献する

経営者の団体である

目次

| | |
|--------------------------------|-------|
| 令和7年度 租税教室① | 1 |
| 租税教室② | 2 |
| e-Tax利用促進/よもやま話! | |
| 「飲むか飲まないか…自分で決める」～藤木順平～ | 3 |
| 女性部会「学びの会」/植栽 | 4 |
| 令和7年度 新入会員の紹介 | 5 |
| 第3回法人学校 | 6 |
| 令和8年度法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項 | 7 |
| 自由広場インタビュー (高橋建設㈱ コン・アモール) | 8 |
| 自由広場インタビュー (橋本商店㈱ 道の駅ゆうひパーク三隅) | 9 |
| ちょっとブレイク! | |
| 「権限移譲」の5つのステップ～近藤浩充～ | 10 |
| 益田税務署 税務コーナー | 11～14 |

表紙紹介

■はまぐり (鴨島はまぐり)

川の清らかな透き通った水と河口で交差する美しい日本海の荒波の中で自然に生育した「はまぐり」は大きく、身はプリッとしている。日本でも島根県益田市は数少ないはまぐりの産地。この益田産のはまぐりを「鴨島はまぐり (体長7.0cm以上)」と名付けている。

■鮎 (あゆ)

鮎がいる高津川は、全国で唯一ダムのない一級河川。高い水質を誇り、清流日本一に輝いている。そこで育った鮎は、香り・味ともに最高で高い評価を得ている。

■ゆず

昭和50年代から益田市美都町内で栽培。今ではゆずの里「美都」として知られるようになった。加工品は40種類以上あり全国で販売。地元にある温泉「湯元館」では季節限定で「ゆず湯」をしている。また、近くの国道191号線沿いにある道の駅「サエト美都」では爽やかなジュース「ゆずっこ」や「ゆずらーめん」等の加工品が販売されている。

■とまと

豊富な太陽光と日本海の潮風を受け、「安心」「安全」「甘さたっぷり」のおいしいトマト。4月下旬から12月中旬頃まで栽培。県下一の生産量を誇っている。

裏表紙紹介

■鷺原八幡宮

鎌倉鶴ヶ岡八幡宮を勧請して建立され600年の歴史があります。社殿は桃山時代に建てられた神社社殿建築で工法や形式、配置など地方特有の特徴を残すことから国指定重要文化財に指定されています。また、桜、楓の名所として親しまれ、境内には日本で唯一原型を残す流鏝馬馬場があります。

■雄滝・雌滝

『夫婦円満、縁結びにまつわる言い伝えが残る滝。勇壮な三段の雄滝と、それとは対照的に優美な雌滝があります。夏でも清涼感を感じることができます。また途中には、津和野藩主第十一代の亀井茲監 (これみ) という殿様とその奥方様がこの滝を観に行く途中に必ず喉を潤し持ち帰ったという 殿様水 が今でも滾々と湧き出しています。』

■大野原運動交流広場

高津川沿いに広がるスポーツ施設で、緑と澄み切った大気につつまれた広大な敷地の中に、テニスコート、ゲートボール場 (人工芝、夜間照明施設付き)、ゴルフ練習場 (16打席、夜間照明施設付き)、多目的グラウンド、親水広場などが整備され、町民や周辺の人々のスポーツや健康づくりの場として親しまれています。

■カタクリの里

カタクリはユリ科の多年生草本で、県道を深谷大橋に向かう途中の樋口地区の民家の裏山に自生し、3月下旬から4月上旬にかけて、陽の光を受けると薄紫やピンクの花を咲かせます。毎年3月下旬から4月初旬にかけて、「かたくり祭り」が開催されます。

■比礼振山 (権現山) より益田市街を望む

比礼振山は、北仙道地区に位置し馬の鞍の形をした山 (標高358.8メートルです。山の南側は急激な稜線が益田川に落ち込んでおり北麓は低い丘を従えて複雑な地形を作っています。権現山 (ごんげんさん) とも呼ばれています。山頂からは益田市街地や日本海、萩・石見空港等が眺めることができ、絶景です。

令和7年度 租税教室

益田法人会は、令和7年度の締めくくりとなる租税教室を開催しました。この事業は、社会貢献の一環として小学6年生・中学3年生を対象に20年前から行っているもの。

今回は、吉賀中学校、益田中学校、高津中学校及び小野中学校において税金の種類やその使い道など税金の基礎について説明した後、「税金の使い道」をテーマにグループワークを行いました。生徒達は、社会科での学習を振り返りながら税金の意義や大切さについて理解を深めた様子でした。

| No | 開催日 | 曜日 | 学校名 | 組 | 人数 | 回数 | 講師（敬称略） | |
|-----------|-------|----|-------|----|-----|-----------|-----------|------|
| | | | | | | | 会社名 | 氏名 |
| 1 | 1月15日 | 木 | 吉賀中学校 | | 10 | 11 | (株)全国観光公社 | 西村延剛 |
| 2 | 2月2日 | 月 | 益田中学校 | 1 | 25 | 12 | (税)竹内会計 | 竹内宏規 |
| 3 | | | | 31 | 13 | (株)全国観光公社 | 西村延剛 | |
| 4 | | | | 30 | 14 | (税)竹内会計 | 竹内宏規 | |
| 5 | | | | 28 | 15 | (株)全国観光公社 | 西村延剛 | |
| 6 | 2月6日 | 金 | 高津中学校 | 1 | 27 | 16 | (株)全国観光公社 | 西村延剛 |
| 7 | | | | 27 | 17 | (株)全国観光公社 | 西村延剛 | |
| 8 | 2月17日 | 火 | 小野中学校 | | 14 | 18 | (株)全国観光公社 | 西村延剛 |
| 小計 | | | | | 192 | | (講師 8名) | |
| 小学校・中学校合計 | | | | | 384 | | 講師 18名 | |

吉賀中学校 租税教室の様子 (1月15日)



第11回 3年生 講師 西村延剛さん



益田中学校 (1組) 租税教室の様子 (2月2日)



第12回 3年1組 講師 竹内宏規さん

益田中学校 (2組) 租税教室の様子 (2月2日)



第13回 3年2組 講師 西村延剛さん

益田中学校 (3組) 租税教室の様子 (2月2日)



第14回 3年3組 講師 竹内宏規さん

益田中学校 (4組) 租税教室の様子 (2月2日)



第15回 3年4組 講師 西村延剛さん

高津中学校 (1組) 租税教室の様子 (2月6日)



第16回 3年1組 講師 西村延剛さん

高津中学校 (2組) 租税教室の様子 (2月6日)



第17回 3年2組 講師 西村延剛さん

小野中学校 租税教室の様子 (2月17日)



第18回 3年生 講師 西村延剛さん

身近なところでも
たくさん使われているよ。
みんなの街を見てみよう!



e-Taxの利用を促進

～e-Taxを利用して事務の省力化やペーパーレス化を！～

e-Taxの利用促進を図るため、懸垂幕・横断幕を令和8年2月16日から3月16日まで益田合同庁舎の側壁とゆめタウン益田店2階手摺り部分に設置し、e-Taxを利用した確定申告の利用促進の働き掛けを行いました。



《よもやま話!!》

飲むか飲まないか・・・自分で決める

フリーランスライター 藤木 順平

諸物価の値上がりで、生活がどうなるか心配だが、ここはまあ、暑い折だし、ビールを楽しもうとグラスを持ったあなた！10月からの酒税改正をご存じか？ 手短かにいえば、ビール系飲料（ビール、発泡酒、第3のビール）の酒税を同一にしようというもの。これによりビールの価格は下がり、発泡酒や第3のビールは上がることになる。

普段から発泡酒などを「安いビール」と思って飲んでいる人たちには痛手だ。

酒税改正を知るや知らずや、世間では酒離れが進んでいるという。その理由は「健康意識の高まり」「ほかの楽しみの増加」。経済的な問題もある。そして、この現象は加速する。なぜなら、これまで飲酒文化を支えてきた団塊の世代の老化である。多くが、年金生活者であり、それよりなにより医者から禁酒や節酒を勧められたというものだ。

「ソバークュリアス」という言葉を最近、耳にする。酒は飲めるけど、あえて飲まない主義のこと。「飲むな」と他人から言われるのは癪（しゃく）だけど、「今日は飲まないよ」と気軽に自分で決めればいいのだ。大賛成。決定権が自分にあるのがよろしいなー。よし、それなら…。今日も飲む！

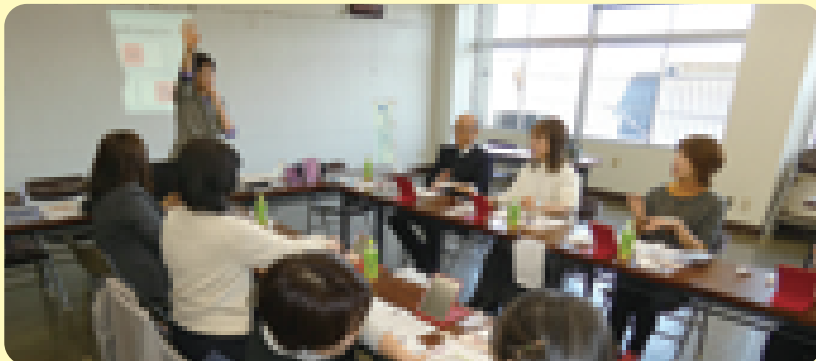
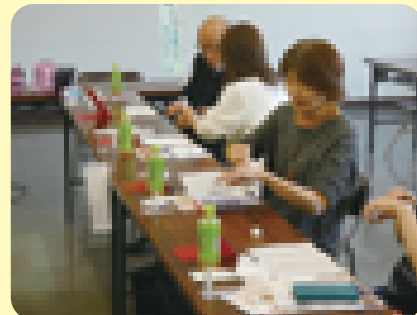
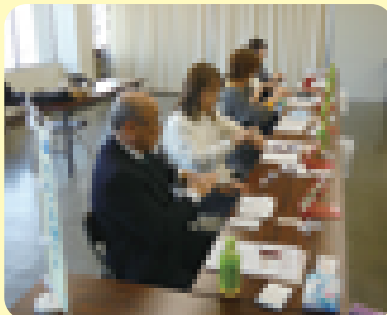
【筆者紹介】 藤木 順平（ふじき・じゅんぺい）フリーランスライター。日本笑い学会会員。

女性部会「学びの会」を開催

女性部会は、2月17日益田商工会議所において「学びの会」を開催しました。

今回の学びの会は、講師に有限会社 アルソアおおたに 松本朋子氏をお迎えし「冬のスキンケア」について体験しました。冬は血行不良で新陳代謝が低下、肌の老化が進みやすい時季。乾燥も加速し、小じわ、カサつき、くすみも目立つ。また、室内外の温度差が大きく、肌のバリア機能が不安定になりやすい時季。そのため、冬は「保湿」「保護」「血行促進」がポイントであると学びました。

セルフハンド&ネイルマッサージを体験しました。このマッサージは血行促進に有効で、血行が良くなれば冷え性の緩和、老廃物や余分な水分を排出し、むくみを改善する効果や、脳の活性化、ストレス解消など効果があります。これから季節が変わりだんだん温かくなってきますが、季節に応じた身近なケアは引き続き必要です。継続的なケアを！



島根県西部県民センター 益田事務所玄関へ花苗の植栽

令和8年3月20日 島根県西部県民センター益田事務所（島根県益田合同庁舎）の入口に設置させて頂いたプランターに、季節の花を植えました。これは女性部会が社会貢献事業の一環として毎年行っているもので、訪れた方々が目にして心穏やかになって頂けるよう植栽をしました。



《令和7年度 新入会員のご紹介》

4月入会

| 法人名 | 代表者 | 住所 | 連絡先 | 業種 |
|----------------------|-------|--------------|---------|---------|
| 合同会社 Lible | 齋藤 達也 | 益田市中島町イ126-1 | 23-6643 | 不動産業 |
| 株式会社 伸成 | 久保 伸也 | 益田市遠田町2513-2 | 27-2888 | 土木業 |
| 有限会社 ベアーズ (リトルマーメイド) | 樋口 章 | 益田市高津5丁目8-40 | 22-5087 | パン製造・販売 |

6月入会

| 法人名 | 代表者 | 住所 | 連絡先 | 業種 |
|--------|-----------------|-------------------------|--------------------------------|-----|
| 株式会社 A | 原田 信長子 赤井 英子 | 益田市中島町口188-2 大平ビル101 | 090-8362-5711 080-1942-0458 | 建設業 |

7月入会

| 法人名 | 代表者 | 住所 | 連絡先 | 業種 |
|------------|--------|--------------|---------|--------|
| 株式会社 みの吉 | 美濃 健太郎 | 益田市駅前町21-9 | 32-3266 | 飲食業 |
| 株式会社 TK不動産 | 安田 智史 | 益田市下本郷町454-1 | 22-8103 | 不動産賃貸業 |

9月入会

| 法人名 | 代表者 | 住所 | 連絡先 | 業種 |
|-------------------|--------|--------------|---------------|--------|
| 医療法人 たいじん堂 (松本医院) | 松本 祐二 | 益田市横田町429-23 | 25-2611 | 医療業 |
| イワミアートジャパン 株式会社 | 佐々木 知子 | 益田市遠田町3815-1 | 080-3873-2536 | アパレル業 |
| 合同会社 寺澤集団 | 寺澤 伸彦 | 益田市須子町8-7 | 090-8506-1176 | 不動産賃貸業 |

10月入会

| 法人名 | 代表者 | 住所 | 連絡先 | 業種 |
|------------|-------|--------------|---------------|---------|
| マターナル 株式会社 | 山口 育美 | 益田市高津4丁目6-14 | 080-4094-7800 | 福祉サービス業 |

11月入会

| 法人名 | 代表者 | 住所 | 連絡先 | 業種 |
|-------------|--------|-------------|---------------|------------|
| 株式会社 タケダPDC | 竹田 尚則 | 益田市柏原町473-1 | 29-0181 | 狩猟・食肉処理販売業 |
| 合同会社 くいしんぼ | 竹内 知江子 | 益田市赤城町10-3 | 090-2290-7196 | 製造・小売 |
| 株式会社 広大商事 | 佐崎 峰 | 益田市神田町口553 | 25-1758 | 金属卸業 |

12月入会

| 法人名 | 代表者 | 住所 | 連絡先 | 業種 |
|-------------------------------------|-------|------------------------|---------------|---------------|
| 宗教法人 彌樂神社 | 桑原 秀幸 | 津和野町後田59-1 | 090-3961-6975 | 神社 |
| 一般社団法人 津和野町観光協会 | 池田 和哉 | 津和野町後田イ66-1 | 72-1771 | 観光サービス業 |
| 合同会社 すくらむ 〔障害児通所支援事業所 Ra:SeeSar〕 | 木曾 茂雄 | 益田市遠田町3158-3 | 22-1577 | 障害福祉事業 |
| 社会福祉法人 つわの清流会 | 岡田 克也 | 津和野町池村1997-1 | 74-2070 | 社会福祉事業 |
| 有限会社 雲南地質 | 大國 周治 | 雲南市木次町下熊谷1116 | 0854-42-2061 | 地質調査業 |
| エスケイコンサルタント 株式会社 | 三輪 宏和 | 山口市中河原町2-14 開作ビル101 | 083-902-1728 | 建設コンサルタント業 |
| 横田興業 株式会社 | 横田 善幸 | 益田市中島町イ818-1 | 32-9390 | 建設業 |
| 株式会社 Tomonowa | 三浦 友和 | 益田市高津5-7-21 | 090-7970-5008 | 飲食業・SNSアドバイザー |
| 有限会社 高津川葬祭社 | 有田 利幸 | 吉賀町朝倉418-1 | 0120-177-983 | 葬祭業 |

益田法人会へのご入会ありがとうございます。よろしくお願ひ致します。

本職のための本物を

 合資会社 **三木屋**

本店/益田市本町3-27
TEL 23-3341・FAX 23-5050

管 材/益田市駅前町3-15
TEL 23-3344・FAX 23-3343

炭火
焼肉屋さかい

益田店

益田市乙吉町イ107-1

サイコウイナニ
☎0856-31-1729

浜田店

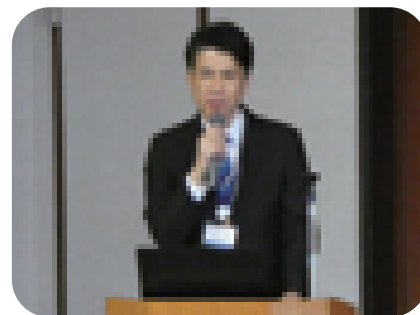
浜田市黒川町ハラビル2F

イナニ
☎0855-23-1729

第3回 法人学校開校

2月25日(水)益田商工会議所3階大会議室において令和7年度第3回法人学を開校しました。

第3回目は、益田公共職業安定所 所長 亀山 誠也 氏をお迎えし、「魅力ある職場づくりで実現する人材確保と生産性向上～取り組みを応援する制度やツールのご紹介～」について以下の内容で講演をいただきました。



1 背景と課題

益田公共職業安定所（以下、「HW益田」）管内の有効求人倍率は1.69倍（令和7年12月末現在）。HW益田は高い水準で推移している。島根県の同時期の倍率1.33倍より大きく益田圏域は人手不足が継続している状況。

このことから、多くの企業が人材の確保に苦戦。人材を採用できても職場に定着せず、早期離職の増加も企業の課題となっている。ある調査では、従業員にとって働きやすく働きがいのある「魅力ある職場」では、従業員のモチベーションと業績向上や生産性の向上、人材確保に効果があるとの結果が出ている。

2 魅力ある職場とは

- 安心して働ける職場（従業員が安全かつ快適に働ける環境の整備は職場の魅力向上に不可欠）
- 評価の透明性（努力や成果が正当に評価される透明な評価制度や処遇は働く意欲が向上）
- ワークライフ・バランス（長時間労働の削減や有給休暇取得促進で家庭と仕事の両立を支援）

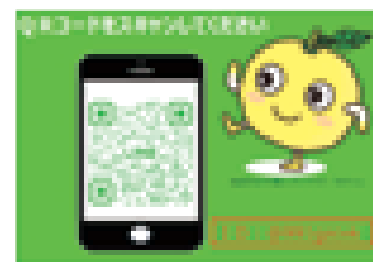
3 魅力ある職場づくりのための具体的な取り組み（従業員の離職率の低下に取り組むために！）

従業員の視点・関心を踏まえた取り組みが必要となる。取り組みに際しては、取り組む内容に応じて各種助成が受けられるので内容に応じてHW益田、働き方改革推進支援センター及び介護労働安定センターに相談することが取り組みの第一歩。取り組みたい内容に応じて相談することを推奨。

- 従業員の視点・関心（一例）
 - ① 賃金等処遇： 働き続けても収入が増えない。又は成果を上げても賃金が上がらないなど。
 - ② 労働時間等： 長時間勤務が解消できない。又は業務が忙しくて年休がとれないなど。
 - ③ 労働環境： 仕事の内容や従業員の事情に配慮した労働環境になっていないなど。
- 助成金の活用（取組）の一例
 - ① 賃金等処遇： 人材確保等支援助成金など（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）
 - ② 労働時間等： 働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース他）
 - ③ 労働環境： 人材確保等支援助成金など（作業員宿舎等配置助成コース（建設分野））

4 相談窓口

- HW益田
「魅力ある職場づくり」を進めるために、以下に関する事業主の相談に対して、専門的な相談・援助を行う「雇用管理改善等コンサルタント」を各都道府県労働局に設置
①人事管理制度、②賃金体系、③教育訓練、④福利厚生、⑤職場のコミュニケーション管理、⑥業務管理などの雇用管理
- 働き方改革推進支援センター
長時間労働の削減や同一労働同一賃金の実現などの働き方全般に関しては「働き方改革推進支援センター」において、窓口相談やコンサルティング等を無料で実施
- 介護労働安定センター
介護事業所における雇用管理に関しては、「公益財団法人介護労働安定センター」において、相談・援助・情報提供を無料で実施



令和8年度法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|---|
| ・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。 | ・対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。 |

2. カーボンニュートラル投資促進税制

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|--|---|
| ・「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。 | ・「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。 |

3. 地方拠点強化税制

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|--|---|
| ・地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。 | ・オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。 |

【事業承継税制】 相続税、贈与税の納税猶予制度

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|--|
| ・特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。 | ・法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。 |

【消費税額】 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|--|---|
| ・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。 | ・免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入れ額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。 |

【所得税】

1. ふるさと納税

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|--|
| ・ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方を含め、制度設計の見直しが欠かせない。 | ・寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。 |

2. セルフメディケーション税制

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|---|
| ・薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。 | ・対象となる医薬品が見直された上でスイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。 |

【地方税】 固定資産税の免税点

| 法人会提言 | 改正の概要 |
|---|---|
| ・固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。 | ・家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）未満に引き上げられます。 |